

市民参加のまちづくりをめざして

～ 印西市は変わることができるか? ～

選挙期間が迫ってきました。多くの候補予定者が駅頭、街頭で挨拶や演説を行い、耳障りのいいことを言います。「市民のために」と言いますが、現職議員であれば4年間しっかり活動され、あなたの4年前の信託に応えてくれたのでしょうか。市議会の任期は4年。よほどのことがない限り、4年間は解散をすることなく、当選者は印西市民の代表として、印西市の条例・予算・外部との重要な契約などを議決する。端的に言うと、その候補者が議員となり、印西市の行政に提言、監視をする役割を担うのです。選挙が終わった後、4年間をその候補者に託す事ができるのでしょうか。

自治の土台は直接民主主義です。

本来であれば、地域の方々が、自分たちの責任で地域の方向性を決めて、自分たちの手で地域を創っていくことが一番いい方法です。しかし、現実的には、全てを「直接的」に～印西市では90,500人の市民がいつも集まって深く議論して決めるわけにはいきませんので、いろいろな立場、様々な意見をもつ市民に代わって議論するために24人の議員が選挙で選ばれるということになっています。そのため、議会のもっとも大きな役割は「市民の合意を作り出すこと」だと私は考えています。24人の議員が徹底して議論して「市民の合意」を作り出して決定する。そのうえで議会は、議会の決定に基づいて決定の趣旨をいかして市長が仕事をしているか「行政の監視」をすることになる。しかし、立ち返って考えれば、市民一人一人、投票行動により市議会議員候補者に投票したとはいえ、「全権委任」したわけではなく、市政に関わる重大な案件については「住民投票」などにより、直接市民の意思を示すべきだと私は考えています。

例えば、印西市は合併したけれど。

市民一人一人の生活はよくなったのでしょうか？ 旧印西市の市民にとっては、国から「地方交付税」をもらっていない財政力のある都市が印西市だったはずですが、合併後は人口は増えましたが財政状況も含めてどこにでもある都市になってしまったのが事実です。また、旧本埜村、旧印旛村の住民にとっては、「役場が遠くなり、税金が上がるという結果の代償は『市民』になったことだけか？」との声もあります。

市町村合併においては、本来であれば新しいまちづくりに対する市民一人一人の希望と意欲が必要だったはずですが、しかし、旧印西市から市民に対しては「なぜ合併が必要か？合併したらどこをどのように変える」等の「意義や必要性」を十分に説明することがなく、一方、市民にとっても、合併のメリットを感じることができないまま、一気に呵成に合併へ突き進んだような気がします。

また、多くの自治体では合併については「市の将来の一大事」を決めるとの認識があり、「住民投票」が行われましたが、印西市では「合併推進」を公約していない市長と市議会議員だけでは是非を決めたというのが事実です。(いったい、何のための「市民参加条例」なのかわかりません。)

=>平成21年6月に「印西市が印旛村及び本埜村と合併することの是非について市民の意思を問う住民投票条例」の直接請求(1076名の有権者が署名)が行われました。

- > 印西市市議会が否決したため、合併の是非を問う住民投票は行われませんでした。
(おまけに否決したので「議会だより」にも掲載しないというのが印西市議会です。)

「議員様」はそんなに偉いのか？

住民投票に消極的な理由として、「市民の代表」である議会が決めればよいという声があります。「住民投票は間接民主主義に反する。」「選挙で選ばれた議員が決定を任されており、住民投票は議会軽視に繋がる」という批判があります。さらに「市民の代表」となると「代表なのだから一般の市民よりも偉い」という錯覚をもつ議員が大勢いますし、そして「代表が決めるのだから一般市民は口を出すな」という話になります。しかし、私はそうは思いません。確かに首長や議員は住民から選挙によって選ばれています。しかし、選挙で住民は、その候補者の公約の全部に賛成して、一票を投じているとは限らず、ましてや、選挙後に起こる新たな問題に対する判断を「白紙委任」したわけではないと考えています。市民からみて、首長や議会の意思が市民全体の意思とずれていると感じたときには住民投票を請求して、投票という形で主権者の意思を示す。そして、本当にずれていたら、首長や議会の意思を是正する必要がある。自治体が重要な政策を決定する際、住民全体の意思を直接示す仕組みがあるのはとても重要なことではないかと思います。

また、合併後の議会においても、合併特例による44人*もの議員は必要だったのでしょうか？その44人もの議会で合併後、何を議論してきたのでしょうか。「船頭多くして船、山に登る」ということわざがありますが、合併後の新印西市の姿が見えてこないと思っているのは私だけでしょうか。議会は合併時に解散すべきではなかったのでしょうか。（*任期満了時には43人）

常設型の「住民投票条例」の制定を目指して

常設型の住民投票条例の制定が制定されていないと、何か問題が起こってから、個別の住民投票条例制定を市民が自治法に基づいて直接請求することになります。しかし、市民の意思と議会の意思が食い違っているからと請求しても、議会がその請求を認める可能性は少ないのが事実です。

（先述のように、印西市でも合併の是非を問う住民投票を否決したように、全国で直接請求された住民投票の8割は否決されています。）

このため、常設型は、予め制度として住民投票の手続きを定め、いざと言うときに議会や首長が拒否できないようにしておく。条例に基づいて市民から請求があれば、議会や首長がどんなにやりたくないと思っても、必ず実施しなければならない。つまりは、市民自身が住民投票実施の決定権を持っているのです。この「住民投票条例」こそが「市民参加のまちづくり」に繋がると私は考えています。

* 近隣では「我孫子市」が2004年に「我孫子市市民投票条例」を制定しています。

全投票資格者（18歳以上、永住外国人を含む）の8分の1の署名を持って市民から請求があった場合、市長は必ず住民投票をしなければならないとされています。

（* ぐんじ 注/資格要件については我孫子市の条例をそのまま記載しました。印西市での条例制定については市民の議論が必要です。）

政治や議会にはパフォーマンスは不要。必要なのは、本当に市民のことを考えてくれる議会です。

（お断りとお詫び） 前回、発行のVOL5（2011/04/10）において、「横山白井市市長が「不信任決議」を受け、議会解散をした」旨の記載をしましたが、7日15時からの記者会見にて「失職を選ぶ」旨の発言をされましたので、関係各位にお詫びすると共に訂正させていただきます。

（ぐんじとしのりから皆様へ／補足）

（4） 隣の白井市では「北総鉄道への補助金を支出すべきではない。」と考える議員が過半数を越え、3月末には横山白井市市長が「不信任決議」を受け、失職するという事態になっています。（白井市市長選挙は5月を予定～北総線への補助金支出が最大の争点になります。）

ぐんじとしのり

（元 印西市市議会議員 前 千葉県議会議員（印西市選挙区））